

2 練危危第 20127 号  
令和 2 年 6 月 4 日

避難拠点運営連絡会会長 様

危機管理室長 生方 宏昌  
(公印省略)

## 避難拠点における新型コロナウイルス感染症への対応について

日ごろより避難拠点の運営にご協力いただき真にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されたものの、災害が発生し避難拠点を開設する場合には、3つの密（密閉・密集・密接）を避けることが重要です。

現在、各避難拠点用に準備を進めているマスクや消毒液、体温計などを活用し、感染症の拡大防止を図りつつ、全ての避難者を受け入れるよう、下記の対応をとることを区職員や学校職員の避難拠点要員に周知いたしました。

つきましては、避難拠点運営連絡会におかれましても、これらの対応にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、避難拠点運営連絡会の総会等が開催できないというご意見が寄せられているため、「新型コロナウイルス感染症に配慮した活動事例」を参考として同封いたしました。

### 記

#### 1 避難拠点開設前の準備

- (1) 避難者を校庭等に待機させる際は、可能な限り間隔を空ける。
- (2) 避難者(世帯)ごとの間隔を可能な限り確保するために、体育館のみならず、教室も利用する。
- (3) 感染症の症状がある避難者の専用スペースを、別の教室等に確保する。また、可能な限り専用トイレを確保し、一般の避難者との生活動線を分離する。

#### 2 受付時の対応

- (1) 避難拠点は、多数の避難者により感染リスクが高まるため、受付時に自宅が無事な場合は在宅避難（自宅で生活を続けること）を勧める。
- (2) 避難者の健康状態を別紙「避難拠点受付時の健康確認シート」により聞き取る。1つでも該当した避難者は、専用スペースに誘導し、医療関係機関が速やかに対応できるよう区の災害対策本部に避難者情報（氏名・年齢・住所・電話番号）を連絡する。

※「避難拠点受付時の健康確認シート」や各種掲示物は、防災備蓄倉庫内の避難

拠点開設キットと同じ場所に配備している「避難拠点で少しでも元気に過ごすためにリーフレット集」に格納してあります。

(3) 医療関係機関が対応するまでの間に、専用スペースの避難者へ物品や食事等を配給する際は、一度机に置くなど直接的な接触を回避する。

※既に感染している自宅待機者または自宅療養者は、避難拠点以外へ直接避難できるように関係部署と協議中。

(4) 健康状態に問題のない避難者には、咳エチケットやこまめな手洗い、手指消毒の徹底と、可能な限り3つの密を避けるよう周知する。

(5) 避難者を受け入れきれない状況の場合は災害対策本部に連絡する。

### 3 避難者滞在時の対応

(1) 避難者から健康状態を申告してもらえるように、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のために」を掲示する。

(2) 滞在中に感染症の症状が発症した場合は、「2 受付時の対応(2)」の対応をする。

### 4 感染症が発症した際の対応

医療関係機関で避難者の陽性が確認された場合は、医療関係機関からの指示により対応する。

#### 【担当】

区民防災課区民防災第一係 電話：5984-2601（内線 5711）

区民防災第二係 電話：5984-2605（内線 5721）

区民防災第三係 電話：5984-4504（内線 5713）